

○国立大学法人筑波技術大学で定める申請書等における押印省略の取扱いに関する規程

〔 令和 3 年 5 月 26 日 〕
〔 規 程 第 13 号 〕

国立大学法人筑波技術大学で定める申請書等における押印省略の取扱いに関する規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)における事務手続の簡素化を図るため、本学の規則、規程、細則(以下「学内規則等」という。)で定める申請書、申込書、届出書その他文書(以下「申請書等」という。)における押印省略の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(押印省略の取扱い)

第 2 条 本学で規定し、又は通知している申請書等のうち、他の学内規則等の規定にかかわらず、押印を省略することができるもの(次の各号に掲げるものを除く。)については、事務局長が別に定める。

- (1) 公印(大学印・職印)を押印するもの(公印省略を除く。)
- (2) 原議書、伺等の決裁に関するもの
- (3) 契約に関するもの
- (4) 領収を証明するもの

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。